

岩手県告示第566号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成27年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		失効年月日	
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所		
岩手県第 229号	加工家きん ふん肥料	醗酵けいふ んペレット		%	肥料取締法第3条 第1項に規定する 公定規格のとおり	株式会社十文 字チキンカン パニー	岩手県二戸市石 切所字火行塚25 番地	平成27年4月13日
			窒素全量	2.5				
			りん酸全量	2.5				
			加里全量	2.5				
岩手県第 222号	副産石灰肥 料	くみあい防 散てんろ副 産石灰4号	アルカリ分	50.0	肥料取締法第3条 第1項に規定する 公定規格のとおり	ミネックス株 式会社	岩手県釜石市大 字平田第3地割 46番地3	平成27年6月12日
			く溶性苦土	4.0				